

ます。それでは坂本会長、会の進行をお願いします。

[議長]

こんにちは。本日の委員13名中12名が出席です。農業委員会等に関する法律第21条3項により総会は成立しております。なお、欠席の森委員からは欠席届が提出されております。本日は農業委員会等に関する法律第24条1項に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますのでよろしくお願い致します。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、6番 木浦由子委員・8番 永友祥一委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の「会期決定」については別記のとおり、本日2月27日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。よって会期は、本日2月27日の1日間と決しました。議事日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告になります。2月の業務報告です。9日月曜日、平成26年度 宮崎県農業委員会研修会がJA・AZM本館大ホールで開催されております。委員4名・事務局から鳥井が出席しております。12日木曜日、高鍋町みどり推進会議総会が高鍋町役場 第3会議室で開催されております。会長が出席しております。16日月曜日、宮崎県女性農業委員連絡協議会研修会・意見交換会がニューウェルシティ宮崎で開催されております。木浦委員が出席しております。18日が農業委員研修、大分県佐伯市の方に委員8名、事務局からは鳥井が出席しております。19日同じく農業委員研修、大分県日田市になります。農業委員8名、事務局からは鳥井が出席しております。20日が現地調査になっております。宇治橋委員・永友清太委員・木浦委員、事務局からは鳥井・永友係長が出席しております。23日月曜日、宮崎県農業会議第409回常任会議員会議が宮崎県トラック協会にて開催されております。会長が出席しております。本日27日金曜日、農業委員会総会となっております。全委員とありますけれども委員12名、事務局からは全職員が出席しております。

3月の業務計画です。4日水曜日、平成26年度宮崎県農業者年金受給者協

議会会長・局長合同研修が宮崎県トラック協会で開催される予定です。会長・事務局からは鳥井が出席予定です。5日木曜日、平成27年第1回高鍋町議会定例会が開会いたします。会長・事務局からは鳥井が出席予定です。水町委員も出席いたします。20日金曜日が現地調査となっております。水町委員・会長・大西委員となっておりますが、訂正をお願いします。20日が議会の最終日となっております出席出来ませんので出席委員の変更をお願いします。大西委員・森崎委員・坂本幸委員をお願いします。事務局からは永友係長、鳥井が出席出来ないの、調整させていただきたいと思えます。23日月曜日、宮崎県農業会議第410回常任議員会議が宮崎県トラック協会にて開催予定です。会長が出席予定です。同じく23日月曜日、宮崎県農業会議第94回通常総会が宮崎県トラック協会にて開催予定です。会長が出席予定です。26日木曜日、西都児湯農業委員会会長・農年会長研修が西米良村で開催されます。会長・事務局からは鳥井が出席予定です。27日金曜日、同じく西都児湯農業委員会会長・農年会長研修が西米良村で開催されます。会長・事務局からは鳥井が出席予定です。同じく27日金曜日、農業委員会総会を14時から高鍋町役場第3会議室にて開催いたします。全委員・全職員出席予定です。業務報告・業務計画については以上です。

3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。農地法5条申請、平成27年1月21日に現地調査を行っております。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は露天資材置場・露天作業場で問題ありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

2月23日付けで許可となっております。

続きまして4ページをご覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」。1番 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、農地の所在 大字○○ ○○ ○○番 田 1,451㎡。取得日は平成26年12月18日、相続によるものであつせんによる希望はありません。

続きまして、5ページをご覧ください。合意解約届出書について。農地法第3条による使用貸借契約がなされていましたが、この度合意解約書が提出されましたので報告いたします。

1番 大字○○字○○ ○○番 田 627㎡ 他1筆。使用借受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、使用貸渡人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。

解約届出日、解約成立日は平成 27 年 2 月 19 日、土地引渡日は平成 27 年 3 月 31 日です。

続きまして 2 番 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 963 m² 他 1 1 筆。使用借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、使用貸渡人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。解約届出日、解約成立日は平成 27 年 2 月 19 日、土地引渡日は平成 27 年 3 月 31 日です。

続きまして 6 ページをご覧ください。「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」。農地法第 3 条申請による賃貸借契約または農業経営基盤強化促進法による利用権設定がなされていましたが、この度合意解約書が提出されたので報告致します。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 955 m² 他 3 筆。賃貸人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。賃借人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。解約届出日、解約成立日は平成 27 年 2 月 19 日、土地引渡時期は平成 27 年 3 月 31 日です。

続きまして 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 988 m²。賃貸人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、賃借人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。解約届出日、解約成立日は平成 27 年 2 月 19 日、土地引渡時期は平成 27 年 3 月 31 日です。

続きまして 7 ページをご覧ください。3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 170 m²。賃貸人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、賃借人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。解約届出日、解約成立日は平成 27 年 2 月 19 日、土地引渡時期は平成 27 年 3 月 31 日です。

続きまして 4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 3,059 m² 他 1 筆。賃貸人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、賃借人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。解約届出日・契約成立日・土地引渡時期はいずれも平成 27 年 2 月 10 日。

続きまして 5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,587 m² 他 3 筆。賃貸人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、賃借人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。解約届出日・契約成立日・土地引渡時期はいずれも平成 27 年 2 月 10 日。以上です。

では 8 ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業取下げ願についてです。1 番 申出者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 800 m² 他 8 筆。平成 27 年第 1 回高鍋町農業委員会総会において大西委員及び加藤委員があっせん委員に指名された貸渡申出につきまして 1 月 20 日に取下げ願が提出されました。取下げの理由につきましては新たな借受人が見つかったことによるものです。以上報告いたします。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか【質疑なし】
それでは質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

それでは続きまして、日程第4 議案第6号「農地移動適正化あっせん事業
について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9ページをお開きください。議案第6号「農地移動適正化あっせん事業につ
いて」。

1番 平成27年2月9日 貸渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番
地 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 3,399㎡ 他1筆。

2番 平成27年2月16日 売渡による申出です。申出者 ○○大字○○ ○
○番地 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 8,722㎡。この
申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか【質疑な
し】それでは、あっせん委員の指名をいたします。

借渡申出	1番	担当委員	12番	宇治橋俊美	委員
		順番委員	11番	坂本幸	委員
売渡申出	2番	担当委員	12番	宇治橋俊美	委員
		順番委員	13番	永友清太	委員

よろしく申し上げます。

日程第5 議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議
題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

14ページをご覧ください。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申
請について」。

1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 2,395㎡ 他1筆。譲渡人
○○大字○○ ○○番地 ○○○○、譲受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○
○○。この件につきまして、担当の金崎委員よりご説明をお願いします。

[1番]

説明いたします。田んぼの方は警察署から小丸川に向かった所です。ラーメン屋さんがありますけれども、その道路から少し入った所です。畑の方は〇〇〇から北東に向かって、道路の上の段にあるんです。この土地は両方とも以前は〇〇〇〇さんの持ち物でありまして、仕事の都合で〇〇〇〇さんに買っていただいたのを買い戻すという事です。田んぼの方は稲と大根などを作っておられましたけれども、畑の方はあんまり広くないものですから家庭菜園で利用されておりました。〇〇〇〇さんは以前養鶏業を営まれておりまして、689㎡のうち5㎡くらいは倉庫を作っておられて、その部分を勝手にコンクリートを張られてドラム缶で焼却をされていたそうです。これは無許可で独断でされたそうですが、反省もしておられます。今後は買い戻されて、今もきれいにされてありますけれども現状維持されてやっていかれるそうです。金額は〇〇〇〇さんとの話合いで、買ってもらった時の値段という事で非常に安い値段であります。両方で総額〇〇円という事で合意されておりますので、よろしく願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[13番]

報告いたします。2月20日金曜日、9時より木浦委員・宇治橋委員それから私、事務局より鳥井局長・永友係長の5人で現地を見て参りました。田んぼにつきましてはきれいにロータリー耕運されて、しっかり管理されておりましたので問題ないと思いましたが、畑につきましては今、金崎委員から説明がありました通り大根・白菜が作付された後がありましてきれいに耕運がされておりましたが、一部農業施設が申請地にかかっておりまして、中にはトラクターが入っていて農機具倉庫みたいになっているようですが出入りがしやすいようにセメントで舗装してありましたので、事務局の方に届出がされているかどうか確認をお願いしたところでした。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

農業用倉庫が一部申請地にかかっていたという事なんですけれども、農地法

施行規則第 32 条にあるんですけれども農業用施設の場合は 2 a 未満であれば転用許可不要となっております。ただし、農業委員会としては届出をしていただくように取り扱っております。過去の綴りを見てみたんですけれども、まだ届出が出ていないようでしたので、〇〇〇〇さんには届出をお願いしたところで

す。

15 ページをご覧ください。農地法第 3 条調査書を付けております。農地法第 3 条申請は、同項第 2 号各号に該当している場合には、許可出来ないこととなっておりますが、すべてに該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。〇〇〇〇さんは申請地周辺で水稻やそば、大根を栽培しており、申請地でも今後水稻と大根を栽培する予定という事で問題はないかと思えます。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

続きまして 2 番、農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 90 m²。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして、担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3 番]

説明いたします。この土地は大平寺の鐘塚のちょうど北側にある土地で水路の水守田だったそうです。90 m²で〇〇円で、水守田がこの地区で処分しようとしても買い手がいなくて、隣で〇〇〇〇さんが田んぼを作っているので、〇〇〇〇さんに買っていただくという事だそうです。〇〇〇〇さんは田を作っておられるそうで、一緒に作るという事だそうです。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[13 番]

報告いたします。周辺農地とも一枚になっている状況で、きれいにロータリ

一、耕運されて管理されておりましたので問題ないと思います。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

16 ページをご覧ください。この件につきましても農地法第3条第2項各号すべてに該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。〇〇〇〇さんは申請する隣接地を所有しており、水稻を栽培しております。今後も水稻を栽培する予定という事で問題はないと思います。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第6 議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

17 ページをお開きください。議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 172 m²。貸付人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、借受人 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇。転用目的は店舗及び露天の駐車場となっております。担当の加藤委員よりご説明をお願いいたします。

[10番]

説明いたします。この申請地の場所は〇〇〇〇の近くになりますが、許可を出した〇〇〇〇が現在工事中でございます。そのすぐ北西に方になるんですが、消防団の2部の機庫をまたいだ道の西側になります。ここを〇〇〇〇さんが買い入れて、看板を建てるという事でございます。周りは〇〇〇〇の営業所が南側にあつて、東側は消防団の2部の機庫です。西の方にはバイク屋さんがあります。北の方は西都に行く県道が通っていて場所的には問題はないと思

ます。看板を建てて、駐車場としても使うという事で周りにはブロックを設けて、隣接地への土砂の流出を防ぎ、雨水は側溝に流すという事でございます。問題はないと思われます。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[6番]

加藤さんの説明でだいたい場所は分かると思うんですけど、持ち主さんが〇〇在住ですので、許可申請が出されてない事を今回初めてお知りになられたそうです。それで始末書が添付されて、今回申請出された物件です。よろしく願いいたします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、水道管・下水等管の二種類が埋設された沿道の区域に位置し、道路幅員も4m以上であり、500m以内に2つ以上の医療施設が存在することから第3種農地と判断されます。

転用目的は店舗及び露天の駐車場であり、転用面積は172㎡となっております。申請地は第3種農地であるため転用許可対象となります。

事業費は、土地代・造成費で〇〇円となっております。なお、金融機関の残高証明書が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。申請地周辺には堅固なブロック塀を設け、隣地農地への土砂の流出を防止し、雨水は道路側溝へ放流、雑排水は発生しないということであります。なお、木浦委員も申し上げましたけれども、事前に駐車場として利用していた為、始末書が添付されているところです。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次の案件につきましては、木浦委員の同居親族の案件となり、農業委員会に関する法律第24条第1項に該当し、木浦委員につきましてはこの案件への議事参加が出来ませんので、しばらくの間ご退席をお願いいたします。

[事務局]

続きまして、2番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,083 m²。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は太陽光発電施設となっております。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

説明します。申請者は〇〇の〇〇〇〇です。場所は精米所から西の方に90mくらい行った所にある1,083 m²の農地です。転用目的は太陽光発電施設という事です。外地をフェンスで囲み、外壁して整地し、雨水が外部に流れないように配慮するという事ですので、問題はないかと思えます。なお、後4ヶ所九電からの許可があり次第、承認願いが提出されるという事です。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[12番]

現地調査の結果を報告いたします。今、説明がありましたように、〇〇〇〇から約100mくらいの所を右に行った所です。前、後ろ住宅で、北側が畑になっております。23ページを見てもらうと分かるようにこういう形の土地です。雨水等の心配なんです、周りに盛り土をして、東側が傾斜になっているので浸透トレンチを東側に付けるという事で、周りの土地には影響はないと思えます。問題ないという事で見ました。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は住宅等が連単する区域に近接した10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電施設であり、

面積は1,083 m²となっております。代替地選定につきましては、周辺への環境、耕作被害等を考慮し選定し、今回の申請に至っております。

申請地は第2種農地となる為、転用許可対象となります。周辺はフェンスで囲み雨水が外へ流出しないように配慮し、雨水排水については砕石にて整地し浸透トレンチを利用し地下浸透にする計画です。

事業費につきましては造成費〇〇円、機械設備費〇〇円、合計〇〇円であり、金融機関の融資予約証明願が添付されております。事業費的には問題ないと判断いたします。なお経済産業省の設備認定通知書・九州電力の工事費負担金請求書が添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

木浦委員、席へお戻りください。

次に日程第7 議案第9号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

25ページをお開きください。議案第9号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」です。所有権移転です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 5,815 m²。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

この現地は水谷原と越ヶ溝のちょうど中間地点じゃないかと思います。越ヶ溝の山沿いなんです、〇〇〇〇さんは新規就農者でありまして、現在ハウスを建てられております。その前に一年ほど〇〇〇〇さんがマンゴーを作っておられましたが、そこで一年間研修され、そして今この土地の一部2反分を借りてハウスを建てられました。現在はマンゴーを作っておられるんですが、今ハウスの中のマンゴーがいっぱいになったとか木が押し詰まっておりますの

で、この土地を求めて増反しようという考えです。土地が約6反ですけれども、金額は反当たり〇〇円だそうです。総額〇〇円となっております。一生懸命やられておりますので、どうかよろしくお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 999 m²。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。これは南高鍋の山伏山という所なのですが、今、〇〇〇〇がありますが、その東側の土地にあたります。〇〇〇〇さんが買われるという事ですが、〇〇〇〇さんも芝を栽培されておりますので、別に問題はないと思います。よろしくをお願いいたします。金額は〇〇円という事です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 4,007 m² 他1筆。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の金崎委員よりご説明をお願いいたします。

[1番]

説明いたします。この場所は10号線沿いに〇〇〇〇さんがあります。その脇を東に向かって行って200mくらいの所です。〇〇〇〇さんは息子さんが先月認定農家で承認していただきましたし、規模拡大もしたいという事で〇〇〇〇さんの周りの田んぼを耕作されております。〇〇〇〇さんは後継者もおられないという事で話し合いがつかしました。〇〇〇〇さんは減反の使用でそばなんかを植えておられたそうですが今後、〇〇〇〇さんは田んぼにされるようきれいに耕運されておりました。他に影響もありませんし、今後もきちんと管理されていくそうなのでよろしく願いいたします。金額は総額〇〇円だそうです。よろしく願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか、はい5番

[5番]

〇〇は総額ですか？

[1番]

総額です。

[5番]

〇〇〇〇さんは今、経営面積は全然ないんですか？親父さん名義でしょうか？

[1番]

お父さん名義です。

[5番]

面積が書いてないみたいなんですが…

[事務局]

〇〇〇〇さんは世帯での経営面積が17,333㎡ございます。

[5番]

わかりました。

[議長]

他にはありませんか。【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

26 ページをお開きください。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番畑 4524 m²。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の金崎委員よりご説明をお願いいたします。

[1番]

説明いたします。場所は持田古墳群の台地です。ご存知の通り譲り受けられる〇〇〇〇さんはお茶を大々的にやっておられて、あの台地のほとんどが〇〇〇〇さんの茶園です。場所はちょうど道沿いで16年ほど前から〇〇〇〇さんがお茶園にされていて今、きれいな庭園になっております。〇〇〇〇さんはお母さんがおととし亡くなられて相続されて、今後は耕作する事もないという事で〇〇〇〇さんに買い取っていただきたいという事でお願されて了承されたそうです。反当〇〇円の総額〇〇円だそうです。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,606 m²。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の永友清太委員よりご説明をお願いいたします。

[13番]

説明いたします。この農地の所在は、国道10号線持田信号の交差点から西に入った所です。この土地は〇〇〇〇さんのお爺さんの代くらいから耕作をされ

ており、今回〇〇〇〇さんの希望によりまして売買されるものです。〇〇〇〇さんは認定農業者でありまして、農地取得後も引き続き早期水稲と裏作でキャベツ等を作られるという事で問題ないと思います。売買価格は反当〇〇円で総額〇〇円となっております。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 702 m²。所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の永友清太委員よりご説明お願ひいたします。

[13番]

説明いたします。5番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは兄弟でありまして、同じような状況で〇〇〇〇さんの方で耕作されておりました。この度、〇〇〇〇〇さんの希望によりまして売り渡すという事になりました。条件等同じで反当〇〇円で、総額〇〇円です。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

27ページをお開きください。7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 990 m²。所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の永友清太委員よりご説明お願ひいたします。

[13番]

説明いたします。所有権移転される〇〇〇〇さんも前の二件と同じご兄弟の方で同じような条件で農地も近くにあります。同じような説明になります。反当〇〇円で総額〇〇円です。よろしくをお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

ここでお諮りいたします。今回提案いたします1番から52番及び55番につきましては、「農地中間管理事業」において宮崎県の農地中間管理機構に指定されている公益社団法人 宮崎県農業振興公社へ利用権を設定するものです。利用権設定の目的や受け手が同一であることから、11番の金崎委員の案件を除き、一括提案及び一括採決とすることを提案いたしますが、いかがでしょうか【異議なし】

それでは本件につきましては11番を除き一括提案、一括採決といたします。それではまず、11番の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。なお、この案件につきましては、農業委員会に関する法律第24条1項に該当いたしますので、しばらくの間、金崎委員におかれましてはご退席をお願いいたします。

[事務局]

それでは33ページをお開きください。11番になります。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 770㎡。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 宮崎市恒久1丁目7番地14 公益社団法人 宮崎県農業振興公社。担当代理の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[15番]

説明いたします。今、説明がありました通り、〇〇〇〇さんの土地を中間管理機構への貸付という事で公益社団法人 宮崎県農業振興公社の方に預けるものです。ここは水稻を作っておられまして、これからも公益社団法人 宮崎県農業振興公社の方に貸して中間管理機構へ預けるという事ですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】
それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。金崎委員、お戻りください。

続けて、事務局からの説明をお願いします。

[事務局]

11番を除きまして1番から52番、及び55番について提案いたします。農地の所在は人・農地プラン実施地区で農地中間管理事業モデル地区である坂本・元の下・切原地区の農地269筆158,433㎡となります。利用権を設定する者につきましては、「農地中間管理事業」における出し手として中間管理機構への貸付を希望される方々となっております。

利用権の設定を受ける者につきましては、農地中間管理機構であります公益社団法人 宮崎県農業振興公社となっております。なお、計画の一部に未相続の農地が含まれておりますけれども、こちらにつきましては相続人の過半の同意が得られております事を申し添えいたします。それでは担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[15番]

説明いたします。今回の利用集積計画により中間管理機構への貸付が行われた後、利用配分計画の承認が県で行われ、担い手への集積が期待される所です。今後の農地の有効活用、耕作利用率の向上、担い手への農地集約化に資する事業でありますので、よろしく申し上げます。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか、はい11番

[11番]

受け手の方は見つかっているんですか？

[事務局]

産業振興課の方で取扱いをしておりますが、利用配分計画という事で公社から耕作者への配分計画も作成して同時にかける形になっております。

[11番]

間は開かないという事ですね？

[事務局]

そうです。

[議長]

他に質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

それでは59ページをお開きください。53番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,502 m²。利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の大西委員よりご説明お願いいたします。

[3番]

この土地は〇〇〇〇が昨年から芝を作っております。一年一ヵ月借りるという事でまた〇〇〇〇さんに返すという事だそうです。賃借料は〇〇円だそうです。現在は芝を作っておりますので、問題はないかなと思っております。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

60ページをお開きください。54番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,451 m²。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の永友清太委員よりご説明お願いいたします。

[13番]

説明いたします。この農地の場所は〇〇〇〇さんの北側になります。〇〇〇〇さんが相続で取得された農地ですが、〇〇〇〇さんが自分では耕作出来ないという事で作ってくださる方を探していたところ、隣接西側農地で水稻を作られている〇〇〇〇さんの方で耕作するという事で話がまとまりました。賃借料は〇〇円という事です。早期水稻と裏作で大根を作りたいと話しておりますので問題ないかと思えます。よろしく願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

続きまして日程第8 議案第10号「農地の賃借料情報提供について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

[事務局]

61ページをご覧ください。議案第10号「農地の賃借料情報提供について」です。農地の賃借料情報提供につきましては、農地法第52条に基づいて行うものです。農地法第52条を読み上げます。「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集・整理・分析及び提供を行うものとする」とあります。昨年1月から12月までの農地法3条許可による賃貸借契約や農業経営基盤強化促進法の報告による利用権の設定の賃借料を集計したものです。承認されましたらホームページにも掲載したいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[議長]

事務局の説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程第 9 議案第 11 号「平成 27 年高鍋町農作業料金（参考）の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

[事務局]

62 ページをお開きください。差し替えをお願いした資料になります。議案第 11 号「平成 27 年高鍋町農作業料金（参考）案の承認について」です。この件につきましても、永友係長が申しあげました農地法 52 条に基づき、情報提供を行うものです。本案は 1 月 22 日に開催された西都・児湯管内農業委員会事務局長会議で協議された結果をもとに作成いたしております。昨年度の変更点につきましては表題の標準賃金から料金（参考）に変更しております。後は表の下から二段目にあります時間賃金の設定が宮崎県の最低賃金で設定されておりました、標準という表現にそぐわない事から変更するものであります。また一般作業 8 時間の金額を 5,400 円から 5,500 円に、時間賃金 1 時間を 664 円から 677 円に変更しております。こちらにつきましても承認して頂いた後にはホームページ及び回覧によって情報提供を行うものです。ご審議のほどよろしくお願いたします。

[議長]

事務局の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか【異議なし】

それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

続きまして、日程第 10 議案第 12 号「農地台帳点検等実施規定の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

[事務局]

63 ページをご覧ください。日程第 10 議案第 12 号「農地台帳点検等実施規定の承認について」。農地台帳点検実施規定につきましては、平成 26 年 4 月に農地法の改正により、平成 27 年 4 月 1 日より農地台帳の公開が義務づけられることにより定めるものであります。

規定を定める目的は、高鍋町農業委員会が整備する農地台帳の適時・適切な情報の更新を図るため、農地法・農地法施行令及び農地法施行規則に定めるもののほか、その記録内容の点検及び補正並びに記録内容の公表等に関する事項を定め、もって高鍋町農業委員会の法令業務の適切かつ円滑な処理及び高鍋町

の農業振興に資することであります。

規定の内容は、目的、点検等の対象となる事項、定期的な点検等の実施等、住民基本台帳との照合、インターネット、窓口での公表について定めたものがあります。農地台帳記録事項要約書の交付につきましては、高鍋町条例に基づき 300 円の手数料を徴収いたします。平成 25 年に高鍋町農業委員会にて定めました「農地基本台帳点検等実施規定」は廃止いたします。以上です。ご審議よろしく申し上げます。

[議長]

事務局の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか【異議なし】

それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わります。これをもちまして、平成 27 年第 2 回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(15 時 15 分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第 9 条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 6 番

署名委員 8 番